

佐賀県告示第 325 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、平成 24 年 7 月 13 日佐賀県告示第 194 号で指定した形質変更時要届出区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成 25 年 10 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
三養基郡みやき町大字原古賀字町南 7324 番 1 の一部
- 2 1 の区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった  
特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物
- 3 1 の区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去